

入札参加申請書記載事項の変更届提出上の注意事項

1. 次の事項に変更があった場合、すみやかに（変更から約1週間以内）「入札参加記載事項変更届」の提出が必要です。

(1) 住所・郵便番号

※市町合併による住所表示変更については届出は不要です。

(2) 商号・名称

(3) 代表者職・氏名

(4) 電話番号・FAX番号

(5) 実印

(6) 専門技術者の変更

※(1)～(3)に変更が生じた場合は、商業登記事項証明書の写しを添付してください。

2. 注意事項

(1) 提出用1部とそのコピー（本人控え用として返却）1部の計2部を提出してください。

(2) 住所、商号、代表者氏名、印鑑が変更になる場合の申請者欄は、変更後で申請してください。

(3) 上記以外の事項（例：代表者以外の役員、定款、資本金等）の変更については、変更届の提出は不要です。

(4) 実印・使用印の変更については、変更前・変更後について各欄に押印してください。

(5) 変更年月日は、登記事項については登記日を記入してください。

3. 変更届提出後の注意事項

(1) 変更届提出後約1か月間は、入札時に申請者控えを持参し、入札執行者に提示してください。

(2) 滋賀県と契約している事業がある場合には、変更契約書または請求書等を提出する際に、変更届（申請者控え）の写しを添付してください。

変更手続き中に入札へ参加する場合、または届出提出後1か月を経過してなお変更前の内容で入札通知等が送付されている、等の場合については下記までご連絡ください。

滋賀県琵琶湖環境部森林保全課治山林道係 TEL 077-528-3932